

第五章 対南方施策の進展

「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」の狙いとするところは、一は支那事変の早期解決であり、一は対南方施策の推進であつた。既に述べた如く、事変に対し長期持久の態勢に転移した日本は、その主なる関心を南方に指向した。その後歐洲の戦局は、独英間の航空戦及び潜水艦戦の激化の外は、小康を保つていたが、独逸の対佛決定的勝利の興奮は、未だ尚日本の朝野に残存していたのである。

一、対蘭印施策

先に述べた如く、昭和十五年四月米内内閣は、蘭印の現状維持を希望する旨聲明し、世界の注目を浴びたが、蘭印は實に東亞に於ける石油の寶庫であり、日本の約二十倍に相当する約八〇〇万屯の年生産能

力を持つている。日本は当時年額約五〇〇万屯の石油を必要としたが、  
自給能力は僅か、その一割にも充たなかつた。

政府は、「時局処理要綱」の決定に基づき、昭和十五年九月乃至十月  
の間商工大臣小林一三、次で十二月芳沢謙吉大使を蘭印に特派し、蘭  
印との経済的緊密化に就ての交渉を進めた。

政府は十月二十五日閣議に於て「対蘭印経済発展の爲の施策」を決  
定しているが、その基本方針は「世界新秩序の進展に伴う経済圏発生  
の必然性並に日独伊三国条約に基く皇国の蘭印に於ける優位を確認し  
共存共榮の大局的立場に基き速かに蘭印と経済的緊密化を図り以て其  
の豊富なる資源を開発利用し皇国を中心とする大東亞経済圏の一環た  
る実を擧げしめんことを期す」という強硬なものであつた。尤もそれ

は究極の目標であつて、当面の急務は、戦時物資の中核的所産物の  
取得であつたのである。

然るに、蘭印の米英依存の態度は極めて強固であつた。即ち和蘭は、  
米英の対日経済戦略の一環を倚つていたのであつて、蘭印との交渉は、  
実質的には米英との交渉と擇ぶところなく、所期の如く進展せずして  
荏苒時日を経過して行つた。

### 三 対蘭印、泰施策

これより先、日本は昭和十五年六月十二日、泰との間に日泰友好親  
善条約を締結し、日泰間の緊密化を努めて来た。大本營陸軍部は、泰  
國駐在の陸軍武官府を強化し、陸軍武官田村清大佐は、泰首相ピブン  
と親交深く、ピブン首相の親日的態度は益々助長せられたつた。

然し泰国内に於ける長年の英勢力の浸透は、極めて根深いものがあり、ビーン首相の政治力にも限界が存し、日本の実質的義務化は阻害せられ勝ちであつた。

一方日佛印關係は、八月三十日の所謂松降アンリイ協定成立以來、北部佛印進駐時の紛争惹起にも拘らず、表面親善の度を加へつつあるかゝ見えた。この間、米、ゴム等の重要物資の取得を主とする日佛印經濟交渉が進められた。これが爲政府は、松官大使を佛印に特派していた。然るに佛印内には、ワシントン政権とドゴール政権の兩勢力が錯綜し、裏面に於てドゴール派の反日策動が行はれ、佛印の対日態度は不即不離ともいふべき実情に在つた。

偶々昭和十五年十一月以來、泰国の佛印に漸する失地回復要求の端を以て、佛印、泰印の國境紛争が発生した。日本はこれが講停を買つ

て出ようとして、その旨を泰、佛兩國に申入れたが、佛印は受諾の回答を遅っていた。

十二月十二日の大本營政府連絡懇談会に於て、松岡外相は松岡大蔵の意見具申を披露して、大本營の関心をひいた。「それは、先づ速に佛印問題を片付けよ、それが爲には南部佛印に兵力を派遣する必要あり」ということであつた。

この頃から、軍部及び外務省は、対佛印、泰施策の討議に忙殺せられることとなつた。「時局処理要綱」に於て漠然と大きく取りあげられたところの南方問題の解決は、ことに至つて漸く具体性と現実性を帯びて来たのである。

英蘭は可分なりや不可分なりやの問題は、此の頃には、既に不

可分論が大勢を制し、若し日本が露印に対し武力を行使する場合、当然英は起つべく、従つて馬來に対する武力行使を必要とする。これが爲めは、南部佛印及び泰に得れば泰、軍事基地を獲得することか不可欠の条件であつた。それは大本營に於ける戦略研究の具体化に伴り当然の歸結であつた。

又かかる武力推進策を取らない場合、於ても、佛印、泰に於ける米、ゴム、錫等の戦略物資の取得は、日本の自給自足態勢確立の爲、当前の急務とせられていた。

かくして、先づ佛印及び泰を日本の陣營の一環に抱擁することから決であり、しかも、それが實現に幾多の困難を予想せられるに至つた。この場合、日本が南部佛印及び泰に進出すれば、勢い英米との關係が

0237

悪化することゝ当然予想しなければならぬのであつた。当時大本營  
陸海軍部及び政府は、英米に対する戦争決意の有無に關する根本問題  
は深く觸れることをしなかつた。従つて對佛印泰地策に關する限り、  
概ね歩調が一致していたのである。

而して此の頃於ける日本の對佛印、泰地策の方針は、佛印を犠牲  
として泰を掌握するといふ氣持であつた。大本營側の端的な狙いは、  
日泰軍事協定を締結し、泰内に航空基地を設定し、航空兵力の暫定駐  
兵を実現することであつて、その方が、南部佛印にこれを求めるより  
も応諾を得易いと考へられていた。即ち佛印、泰國境紛争を泰側が有  
利に調停することにより、泰の同意を取り付けようといふ考へであつ  
たのである。佛印との間にも軍事的協力關係の設定せられることはい、

希望するところであるが、現に交渉中の経済協定の成立がより急務であるかと考へられていた。

十二月二十日、佛泰兩国共日本の紛争講停申入れを拒絶して来た。かくして、十二月二十七日大本營政府連絡懇談会に於て決定せられた對佛印、泰施策は次の通りである。

「泰及佛印に對し採らべき帝國の指針」

一方 針

速かに日泰間の密接不離の關係を設定すると共に佛印に對しては強硬なる態度を以て機宜所要の威壓を加へ我方要求を容認せしめ且泰佛印間の外交調整を促進す

二 要 綱



(1) 泰佛間の政治、軍事協定及経済協力協定交渉を開始す

(2) 速に佛印の關する日佛交渉を開始し帝國の経済的、軍事的、政治的要求を提示し就中経済的要求の即時容認並に泰佛印国境紛争の解決を要求す

佛にして応せざる場合は我主張貫徹の爲松岡アンリト協定の破棄を予定し之の件に所要の措置を講ずるものとす

註

(1) (2)の關する具体的措置は既に別途決定す

右大綱の決定は、基く具体的措置が考究せられたる關に、佛印、泰佛間の国境紛争は逐次擴大し、当初は泰佛間の戦勢が有利であつたが、一月中旬に至り逆転し、一月十九日には駐佛二見公使から、佛の態度は漸

にして英露の講停策動表出化せる旨の至急電報が寄せられた。

三一五

この頃松岡外相は、訪歐の際に於ける外交方略を練つており、対佛印、泰施策にはあまり熱意がないよう見受けられ、しかも外交大權は独り外相の輔弼するところであり、外交は俺のまかせて置けといつた態度で、特には一陸海軍はシンガポールの攻略の決意があるのかどうか、その決意を限り日泰軍事同盟の締結など不可能であるとうそぶいていた。大本營側は陸海軍に知らせる外相一流のかけひきであると聞き流していた。

然し松岡外相としては、おもむろに佛印、泰に対する交渉開始の機会を狙つていたものの上で、前記二見公使電は、速かに事態を促進することとなつた。

0241

即ち一月十九日、大本營政府は連絡聯絡隊を遣ふ、前記十二月二十七日決定の具体的措置として、次の如き「泰、佛印紛争調停に關する緊急処理要綱」を決定した。

泰、佛印紛争調停に關する緊急処理要綱

### 一、方針

泰をして英國の居中調停を拒絶せしむると共に帝國は兩國に對し所要の威壓を加へ紛争の即時解決を圖る

### 二、泰に對する措置

(一) 矢地問題に關連し日本が従来取り來りたる居中調停の立場に鑑み英國側の申出を拒絶せしむ

(二) 日本は佛印を壓迫し即時停戦せしむることを保障す

(三) 好機を捕へて日泰間新協定特の軍事協定取極め、關し原則的諒解を取付く

三、佛印の對する措置

(一) 直ち佛本國及佛印當局の對し即時停戦方申入る

(二) 前項居中調停の對する帝國の態度としては英國等への調停依頼は松岡アシリ協定の趣旨に違反するのみならず極東の安定大東亞新秩序の建設並に支那事変処理に重大なる關係もあり帝國の對して默視し得ざる趣旨の據ること

(三) 右の件に佛印の對し所望の威嚇行動を開始す

威嚇行動及武力行使の關しては別に定む

右決定の「所望の威嚇行動」とは、一部の海軍艦艇による南支那海

0243

海面に於ける示威航行と、偶々必要とする米艦隊印駐屯陸軍兵力の交代時機を利用し、一定期間重複駐屯を行ふといふのである。

この会議に於て、松岡外相は日泰軍事協定成立の困難を強調し、これが提案の時機は好機を捕へて行ふ如く原案を修正した。外相の真意は、差当り国境紛争の居中諒解を行い、単に泰、佛印との政治的協力關係を強化するに止め度いものようであつた。

当時大本營陸海軍部の情報部が、世界情勢を如何に觀察してゐたかは、興味ある問題である。一月二十一日軍令部の対英及び対米情報課長は參謀本部に於て、次の如き骨子の講演を行い、大本營陸軍部の注目をおひいた。

米は差し当り対独直戦を行わないであらう。

2. 米は急速なる対日全面禁輸を行はなからざらん。

3. 米海軍の軍備擴張は五乃至七年の間スターク案が完了し総計三

〇五万吨に達する。現在日本との兵力比は略同等であるが、スタ

ルク案完成の時は日本を現状の儘とせば日本の二倍にたるのである

う。

4. 日本が南部佛印に出兵するも英は起たないであらう。

5. 彼の英本土上陸作戦の成否は、制空制海權の歸趨によつて左右せ

られる。然し御は潜水艦と飛行機とにより英を屈伏せしめ得る算

が大である。

6. 英本土を攻撃せられた場合、英海軍が手を懸けるか最後戦うかは不

明である。

0245

2 英國敗れたる場合、英海軍と米海軍と合流すべしなるに足らず。  
右の場合英海軍の一部はカナダ、一部は東洋に逃避するべし。  
かくして、日本は佛、泰兩國の居中調停を申入れ、兩國の承諾を得  
て、二月七日より東京に於て調停會議が開かれることとなつた。然る  
にこの居中調停の成否には、佛側の態度の變み多分の疑問が持たれて  
いた。前記一月十九日決定の「緊急処理要綱」に於て、佛印に對する  
武力行使の陳しては「別定む」としてこれを保留せられていた。調  
停會議の離れ方については、この問題を明確にして置くことが必要であ  
つた。特に陸軍統帥部に於ては、武力行使の爲には予め國家意思を決  
定して、それの基を所望の準備を行わねばならなかつた。

しかも大本營陸海軍部としては、この際従来の懸案たる佛印、泰施

策、蘇中その軍事基地の設定を強行しようとする希望があつた。それは、独逸の昭和十六年春季攻勢が英本土に指向せられる場合を、当時尙依然として予想していたからである。これが爲三、四月頃迄の南部佛印及下米の軍事基地を獲得整備して、歐洲戦局の進展に對峙せんとしたものである。

此の爲て、夏めて確乎たる對佛印、泰加策を確立するの必要を認め、一月下旬急遽陸海軍及び政府の間で、屢次の巨る討議が行われ、一月三十日大本營政府連絡懇談会に於て、次の如き「對佛印、泰加策要綱」が決定せられた。これは當時に於ける日本の具体的南進政策の全貌を示すものである。この頃連絡懇談会には、特に平沼内務大臣も出席してゐた。



対佛印、泰施策要綱

オ一 目的

大東亞共榮圈建設の途上に於て帝國の當面する佛印、泰に對する施策の目的は帝國の自存自衛の爲佛印、泰に對し軍事、政治、經濟に亘り緊密不離の結合を設定するに在り

オ二 方針

- 一、帝國は遠く佛印及泰に對する施策を強化し目的の貫徹を期す  
之が爲所望の威嚇を加へ已むを得ざれば佛印に對し武力を行使す
- 二、本施策は英米の策謀を排し敏捷に之を遂行して成るべく遠く目的を概成す

オ三 要領

一、帝國は矢地問題処理を目標とする佛印、泰間紛争の居中調停を勤  
 三、之を契機として帝國の佛印、泰南地域に於ける指導的地位を  
 二、之を如く施策す

三、之を如くして成るべく速に日、泰協定を締結し佛印に對しては急  
 二、交渉の速決を図ると共に機を見て日、佛印間結合關係を増進す  
 一、べき一般的協力並に佛印、泰間紛争防止を保障及び、佛印間通商  
 交通擁護を目的とする軍事的協力に關する協定を締結す

右協定に於て充足せらるべき帝國の政治的及軍事的要求左の如し  
 (1) 佛印をして佛印に對し泰三國と一切の形に於ける政治的軍事的  
 協力を爲さざることとを約せしむ

(2) 佛印特定地域に於ける航空基地及港灣施設の設定又は使用並に

之が維持の爲所要機師の設置

四 帝國軍隊の居住、行動に關する特別なる便宜供與

三 政戰兩略の妙用を期する爲遠に所要の作戰準備を整うると共に武力行使の時機は予め機を失せず之を定む

四 交渉の経過に應じ適時威壓を増大し目的の達成に勉む  
右威壓行動に對し佛印が武力を以て抵抗せば當該部隊は武力を行使するも之を強行す

五 佛國が紛争解決に應ぜざる場合に佛印に對し武力行使を予定し其の発動は別に決定せらるるものとす

協定締結を拒否する場合に於ける武力行使は予め之か準備を爲すも其の発動は當時の情勢に依り決定す

右武力行使は佛國をして我要求の聽從せしむるを限度とし武力行使後於ても極力佛印の治安維持、政治經濟等は佛印当局をして當らしむるの勉む

六 泰にして我要求を拒否する場合於ては日、泰協定の内容を変更し又は威壓を加うる等極力我要求を容認せしむるの勉め如何なる場合に於ても棄てして英、米側へ赴かしめざる如く施策す

七 本施策の應ずる如く帝國の輿論を統一すると共に、徒に英、米を對象とする南方問題を激化せしめ無用の摩擦を生ぜざるに留意す

本要綱の提案も大本營陸海軍部よりなされた。佛印の如し武力を行使する問題に就て、陸海軍相はかなりの難色を示したが結局同意した。問題は、外交大權を振り廻はす松岡外相が本要綱を呑むか否かであつ

0251

た。大本營側から提案した原案に於ては、方針が二項、本施策は三月末を目標として実現を期する旨が、記述せられてあつたが、果して外相は期日を劃することへ同意せず、又佛印に對し武力を行使することへも反対した。その眞意か、かかる早急且強硬な施策に根本的の反對なのか、或は外交に俺をまかせて置け、俺が武力を使はずうまくやつてやるということなのか、測り難いものがあつた。

近衛首相は會議に於てあまり発言しないのを常とした。近衛首相の意中は、大本營側は判然としないうままに、異議なき限り同意として処理せられて行つた。

結局會議の結果は、三月末を目標とする件を削除し、その代り「二の方針の二に關し本施策の目的達成は三、四月頃を目標として外交

上最善を盡すべし」という「対佛印、泰施策の関する覺」をつけることとし、又武力行使の関して多分の幅を持たず如く緩和修文せられてい

い。二月一日、政府は本要綱の趣旨の関し閣議決定を経たる後、近衛首相、伏見宮軍令部総長、杉山参謀総長は、列立して上奏し天皇の裁可を仰いた。三者の上奏全文は次の通りである。

軍令部総長上奏

謹みて大本營及政府を代表して上奏致します

帝國は爰に昭和十五年七月大本營政府連絡會議に於て「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」を決定致しまして帝國を中核とする大東亞共榮圏の建設の向い著々之が具現の努力致して参りました。

推し、佛印及泰は大東亞共榮圈の有力なる一翼として此の  
兩地域に対する帝国の施策は現下の国際情勢に於て帝国の取り極め  
て重要なる事項で御座います

今日迄此の兩地域に対する施策に關しましては個々の問題に就き大  
本營政府間に其の都度一致しました意見に基き施策を進められまし  
たが佛印及泰内外の情勢より見ますも將又帝国四冊の情勢より致  
しましては帝国の本施策実行は政戦剛略の不二一体的敏捷なる行動  
を要するものあるを痛感する次第で御座います

故に帝国は速に明確不動の国策を決定致しまして施策の統合推進を  
図るの必要がみりますので一月三十日大本營政府連絡会議に於て  
慎重審議の結果完全なる意見一致の下に本要綱を決定し茲に大本營

政府共同して上奏致しまする次第で御座います。

内閣総理大臣上奏

謹みて上奏致します。

只今軍令部総長陛下の上奏せられましたる如く、本要綱は大本營閣下間の十分なる連絡を遂げ、完全なる意見の一致を見たもので御座います。

以下本要綱中所要事項の御説明を申し上げます。

一、本要綱の目的及方針は既に述べました。

大東亞共榮圈建設の途上にある現段階に於ては、支那事變の理を中心とする外郭的施策並に帝國の必需資源確保の見地より、佛印及泰と帝國との間に軍事、政治、経済の巨なる緊密なる結合を



係を設定致しませうことは、帝國の自存自衛上の利害、且軍事上の指圖で御座います。

此の際、佛印泰の如き強國依存、従つて變節常なき國に對しましては、帝國は毅然たる決意を以て望み、要すれば所望の威嚇を加へ、特に佛印に對しましては、已むを得ざるに於ては武力を行使するも、目的の貫徹を囿るの決意を必要と存します。従つて、本施策の準備及実行に當りましては、各般に亘りて政戦兩略の一体的活動の緊要なるを痛感する次第でございます。

現在佛印、泰南地域の不安定状態が存在致しますることは、既に列國の策謀を誘致しある処、逐日此の傾向を激化しあるに鑑みまして、帝國は機先を制して速に兩地域に對し、指導的地位を確立

し、目的の達成を期することが必要であると存じます。

特に歐洲方面戦局の發展に伴い、國際情勢の激変を予測し難きものがありますので、此の際政戦兩略の完全なる一致の下に、成し得る限り速かに本施策の目的達成に努めなければならぬと存じます。

### 二、外交施策に就きまして

佛印及泰の紛争は、帝國の希求する極東の安定に重大なる關係がありますので、帝國は断じて黙視し得ざるの態度を以て、居中調停を強行中で御座います。

右居中調停のみを以てしければ、帝國の佛印泰に対する指導的地位を確立することは困難のことで御座いますので、之を契機と

0257

しまして、帝國との結合關係を更に確定化するの積極的執意と  
が必要と存じます。

右の指圖と即連致しまして、泰に望み奉るべきより上奏致し  
ましたる所依り、新協定を締結し、又佛印に交しましても、概  
ね同一趣旨の協定を締結し度いと存じます。

但し佛印に交する新協定締結の時機は、目下佛國が我が居中誠停  
を原則的の容認し、現地の交渉が進められつつありますとの爾後  
に於きまする對佛印施策の推移等を勘察致しまして、充分慎重な  
入心と致しますので、特別好機を見て行うことと致します。

佛印と新の締結致しまする新協定の内容は

(1) 彼我友好關係の持續並に我經濟提携の實行保障に與する相互協

（四）佛印、泰西諸國との保障、又日佛印間通商交通擁護を目的とす

（五）佛印、泰西諸國との保障

等、このようにして、歐中佛印をして佛印に對し、才三國と一動の

形に於ける保障及軍事協定を結ばしめざること、帝印と教しま

しては、諸般の情勢上是非充足するを要しまする事項で御座いま

す。

尙軍事的事項に就きましては、參謀總長より申し上げることと存

じます。

又帝印と教しましては、日泰協定村爲し得る限り之が締結を希望

致しまするので、泰が応じませぬ場合は、協定の締結を望みし

0259

或は情勢に依り一時的防衛同盟の形式を採らば、其の内容を変更し、又佛印協定の進展、泰西諸國に対する帝國艦船の巡航等に依る直接、間接の威嚇を加へまして、如何なる場合に於きましても、泰西して英、米佛に赴かしめざる様、周到なる施策を期して居るので御座います。

尙從來帝國の輿論は、動もすれば徒に蘭印、「シンカポール」等の問題に言及し、無用な英米を刺戟するの嫌がないでもありませんので、本施策特の其の目的に即応致しませざる様、輿論を統一指導致し度いと存じます。

参謀総長上奏

竊みて只今總理大臣の御説明に引続きまして軍事に關する所及事項

の御説明を申し上げます

二三

一、日佛印協定中軍事的事項に就きまして

日佛印協定の含みしめまする軍事的事項と教しよしては佛印、泰  
間紛争防止の保障並に日佛印間通商、交通の擁護を目的とし伊  
て将来の情勢のより或は惹起するやも計られざるに當り  
顧慮し之の必要とする軍事基地即ち航空基地及港湾施設の設置並  
に之が使用を充足せんとするに於ては佛印に於て爾部御印に兵  
力を駐屯せしむることが目的では御座いませぬ佛印に於て必要と  
認じましたる場合に於ては平和的の右軍事基地維持のため  
必要とする最少限の機隊を常駐せしむるに過ぎないものと  
すべし

0261

右の外現地の実情を鑑みまして西原、「マルタン」現地協定の實  
質的修正の要求即ち主として帝國軍隊の居住行動に關する特別な  
る便宜供與をも此の事項の中へ含ましめ度いと存じます。

三、本施策遂行の爲必要とする作戰準備と武力行使との就きまして  
佛印、泰施策の目的を鑑みましますとき其の實施に於て政戦融一  
体となり交通應接の妙用を發揮することが特に必要で御座います  
特に更に威嚇を強化し、或は新に派兵し若くは武力を行使する等  
の爲には部隊の整備、船舶の準備等各種の素因により相当の時日  
を要しますので此の際甚かに必要最少限度の作戰準備を整える  
必要が御座います。

0262

又某程度の準備を遂へましても露敵が目的地の行動し得る迄はも  
相当時日を要しますので已むを得ざる場合に於ける武力行使の  
時機が就ましましては政戦兩方面からする予見洞察により適時廟議  
を以て之を決し以て外交行爲と武力行動との間に間隙なからしめ  
政戦兩略の不二一体的關係を全からしむることの切要を痛感す  
るもので御座います

本施策の遂行の方りましては爲し得る限り武力行使を避け威歴行  
動の範圍に於て目的の貫徹を期し度いことは申す迄も御座います  
人従つて我威歴行動は極力佛印側との衝突を回避するに勉めます  
若し佛印軍が我に挑戦する場合に自衛の爲武力を行使致しました  
も勿論佛印に對し全面的に戦闘を實行することなく努めて局地的



の解決するを本旨と致します。

前記の如く已むを得ず武力を行使致しまする際の其の武力行使の本義を隔明にする為特に武力を行使する場合並に其の限界を明にする必要があるものと存じます。

佛印の如し武力を行使致しますのは佛印が紛争解決の感せざる場合に御座いますとして御座います。又或は停戦実行を確守せざるか又は参劄天返還しない場合等を指すので御座います。

又協定の締結の感せざる場合武力を行使致しまするや否やは情勢に依り決定せらるべきで御座います。之が準備は予め整へまして應機応変の妙用を發揮するに支障をまやう致し度いと存じます。次に武力行使の限界は佛印をして我要求の懸念せしむるを以て限

0264

度と致しませう従つて全佛印を席捲占領しようとするのでは御座いませう其の範圍は中南部佛印に於ける邊境に限定せられ且之が發動は別に定めらるべきものと存じます

又武力行使後於きましても佛印の現軍事、政治、經濟組織は爲し得る限り之を利用するもので御座います若し現佛印政權が潰滅し治安の攪亂を見るに至りましたる場合は已むを得ず佛印の邊境に於し占領地統治を行はねばならぬように相成りまするか此の様な事態は極力回避するに勉むべきものと存じます

軍令部 総長 上奏

最後の一言申し上げます

現下の國際情勢を通觀致しまするに帝國が毅然として本加策を急速

に実行致しなすことが英米をして乗せしめず且我目的を達成し得る  
最良の方途でありますと確く信じまして大本營政府間の意見の完全  
なる一致を見な次第で御座います

以上を以て御説明全部を終ります

讀みて本營綱の御允裁を仰ぎ度いと存じます

東京の臨時会談は、主として松岡外相と佛國大使アンリー及び泰西  
代表ワソワイとの間に於て、一月の間に亘り行はれた。日本は当初佛印  
側の要求を抑へて、泰西の要求を容認する方針で臨んだが、泰西代表  
の高圧的態度を心としとせざるに松岡外相は、途中から率る佛印側の有  
利な如く会談を誘導した。

会談と併行して、大本營政府連絡懇談会が開催せられ、会談を主  
宰する松岡外相との連絡を保持したが、外相は擬して独自の構想で行

動し、前記の決定政策を無視する傾向があつた。大本營側は松岡外相の無軌道振り手を焼いていた。この間佛印の遷延態度に鑑み、佛印の武力を行使すべしとする議論が、陸海軍及び政府の間で繰りかへされ、二月末頃には、一時大本營陸海軍部は武力行使を決意したこともあつた。

三月十一日遂に居中調停は成立した。調停の成立に伴い、日佛及び日泰間の、佛印又は泰が、オ三国との間に於ける一切の形に於ける政治的及び軍事的協力をなさざる旨の協定が成立した。然し軍事的協力を主旨とする日泰協定及び日佛印協定は、松岡外相の未だその時機にあらざるを以て独断により、交渉を進めるに至らず、今後の情勢発展を待つこととなり、大本營側は失望した。

当時外電は、極東危機説を流布し、所謂A B O D包圍陣の結成を喧傳しつゝあつた。

三月十一日松岡は、突如松岡外相の訪歐を發表し、翌十二日外相は廣島で東洋陣頭の歡送爆發す。徳富蘇峰曰く、松岡は幸運兒なりと。

三「時局処理要綱」の清算

以上既述の如く、世界情勢の推移に伴う時局処理要綱の基  
く日本の南方進出は、当面先づ対佛印、泰施策の結果を主眼として進  
められて来た。而して、対南方武力行使の躊躇は、「時局処理要綱」  
決定後間もなく、海軍部が消極的態度を示し、又歐洲戦局の沈静化の  
伴い一般の慎重な考慮を持つに至つたことは既述した。

0268

然しその企図を全く放棄したのではなかつた。対佛印、泰緬策を強行せんとしたのけ、その準備でもあつたのである。従つてこの間、大本營陸海軍部は歐洲戦局の推移を睨みながら、蘭印を含む南方問題解決の爲の武力行使に就て、検討を進めつつあつた。

歐洲に於ては、昭和十五年秋英空襲作戦に失敗したヒットラーは、英本土上陸作戦の企図を放棄し、専ら潜水艦による封鎖作戦に転換し、十二月には早くも反転してソ連と一戦を交へる決意を堅めるに至つていた。勿論大本營陸海軍部は、これを察知し得なかつた。

昭和十六年に入らや、独逸の英本土上陸に就ての大本營の期待は、愈々うすれて行つたが、先づも述べた如く、独軍の春季攻勢が英本土に指向せられる場合があると判断していた。又たとへば独軍の英本土上

陸が行はなむとも、潜水艦作戦により英本國が屈伏することあるべしとの期待を捨ててはいなかつた。

前記「対佛印、泰施策要綱」決定直後大本營陸軍部内に於ては、主務部局長以下の間に、「対南方施策要綱」なる一案が、概ねまとまつていた。それは、英蘭を一体不可分と認め、好機を捕捉して馬來及び蘭印の武力を行使し、所謂南方問題を根本的に解決せんとする構想である。然し武藤陸軍省軍務局長は、南方問題は海軍が主役でなければならぬ故、この案を陸軍側から海軍に提議するのを差控へるよう主張し、原則として海軍側からの提案を待つこととした。

二月十日大本營陸軍部の戦争指導班長は、海軍側の主務者に対し、私案として右「対南方施策要綱」の骨子を提示したところ、海軍側主

0270

務者は即座に、対南方武力行使は即ち対米武力行使であり、英米の分離は不可能である旨を強調した。次で二月十七日には、海軍側主務者参謀本部に來り、海軍側の大体の意向を書類を以て提示した。その骨子は、英米は絶対不可分にして、対南方武力行使は即ち対米戦なる故にこれが準備を促進するを要す、対英蘭武力行使の準備の如きは、海軍としては既に完了しありということであつた。即ち陸軍は、対米戦準備はするも極力これを回避して、南方に武力を行使せんとするに對し、海軍は対南方武力行使の方では、最初から対米一戦を主張するわけである。此の海軍側の英米不可分論は、極めて強い意見であると認められ、従つて陸軍としては対南方武力行使の実現は至難であるとの感

を深くした。



その後陸海軍戦争指導主務者間の数次の折衝により、三月末頃迄

明らかとなつた海軍側の南方武力行使の関する結論は次の通りである。

1. 海軍は好機の投ずる武力行使を考慮しておらな

英敗れたる場合は好機にあらず、寧ろ対日武力重勝は加はるであ  
らう。

2. 海軍の対南方武力行使即対米武力行使の考へは絶対的のものであ  
る。

3. 日本は米が対日武力重勝又は全面禁輸を加へ来る場合、始めて南  
方の武力を行使すべきである。

4. 而して現在は未だ前項の時機ではない。然しその準備は必すであ  
る。

右は海軍の動き主眼及び思想であつた。陸軍としては、これに同意せざるを得なかつた。この頃、陸軍省戦備課に於ては、参謀本部の要求の基き、昭和十六年春頃米英に對し開戦する場合と絶対の戦争を回避する場合とに於ける、日本の物的国力の推移判断を研究し、三月二十五日これを参謀本部首脳に報告した。その骨子は次の通りである。

#### 一、開戦の場合

日本の物的国力は、対米英長期戦の遂行に不安あるを免れない。即ち戦争が二年終期頃迄は、敵の進撃も破挫するに概ね十分な弾撥力を有するも、その頃、一時液体燃料の懸念を生ずるおそれあると共に、戦局持久するに従ひ、経済抗堪力は動搖するであらう。

右の素因は輸入杜絶と生産力擴充の不振に存し、鉄鋼と輕金屬とは船腹を著しく減耗せざる限り逐年飛躍の望あるも、稀有金屬は船腹を著しく減耗せざる限り逐年飛躍の望あるも、輸入杜絶を償ふに足らず、逐次蓄積を消耗することにより、二箇年を糊塗し、三年以後著しく供給減に陥るであろう。この頃液体燃料は、占領地の資源復興開發の進展と蓄積の消耗との中間の、溪谷的狀態を生ずるの憂があり、又他方船腹問題は重大化し、特に石炭搬出を減少せしめて全産業の萎縮を来し、且輕工業資源の窮乏は国内問題の煩累を増加すると認められる。

2 然し情勢の推移により開戦の余儀なき場合、前述の不安を除く爲め、対南方作戦を迅速に終了することの努めは外、特に

0274

印資源を極力破壊から免れしむることが必要である。

又船腹問題に關しては、作戦と經濟との調和に深甚なる考慮を必要とする。

### 三 戦争回避の場合

一 米英の經濟断交に至らず、その東亞植民地とも交易相当程度繼續し、且南方諸地域に対する經濟交渉逐次進捗すべきことを条件とすれば、日本の物的国力は当初二箇年は低下するが、爾後逐年若干宛恢復する。

二 米英との經濟断交に達著すれば、物的国力は急低下し、その恢復も頗る困難である。特に石油の貯藏量逐年減少し、国力及び戦力は消耗低下する。

3. 右何れの場合に於ても、数年の巨額、日本の国力の飛躍的向上

や軍備の本格的擴充は共に実行し難い。

三、結 論

日本は遂に對蘭印交渉を促進して、大東亞自給圏の確立の勢む  
ると共に、無益なる米英刺戟を避け、極力米英ブロックの資源の  
より国力を培養しつつあらゆる事態に即応し得るの準備を整へる  
ことが肝要である。

かくして、大本營陸軍部の大勢も、好機に投ずる兩方武力行使の企  
圖を全く放棄するに至り、陸軍としては本来の姿に還り、支那事變の  
処理と對ソ戦備の強化に専念せんとするの氣運が強くなった。

翌日九月二十一日海軍部は、始めて「對兩方施策要綱」海軍案を陸軍

御提議した。これに対し陸軍としては格別の異見なく、大勢は屬  
決していた。恰も翌十日には予想の反し、松岡外相より日ソ中交条約  
の調印するやも知れずとの飛電が接した。

右海軍案に対する若干の修文を経て、陸海軍間の懸念を折衝が行は  
れた結果、四月十七日次の如き「対南方施策要綱」の大本營陸海軍部  
概定を見らるに至つた。それは、正しく日米交渉開始の前夜であつた。

#### 対南方施策要綱

一 大東亞共榮圈建設の途上於て帝國の当面する対南方施策の目的  
は帝國の自存自衛の爲遠かに綜合國防力を擴充するに在り之が爲  
(一) 帝國と併印、泰閩の軍事、政治、經濟の互に緊密なる經濟關係

を確立す

(一) 帝國印問に緊密なる經濟關係を確立す

(二) 帝國と其の他の南方諸邦間に於ては正常の通商關係を維持する  
の努む

三 帝國は外交的施策に依り右目的の貫徹を期するを本則とす

特に速かに佛印、泰との間に軍事的結合關係を設定す

三 前号施策遂行の方り下記事態發生し之が打開の方策なきに於ては  
帝國は目存自衛の爲武力を行使す

右の場合に於ける武力行使の目的、目標、時機、方法等陳して  
は当時の歐洲戦局の展開並に對ソ情勢を勘案し機を失せず其の  
む

(一) 英、米、蘭等の對日禁輸より帝國の目存を脅威せられたる場

合

(二)米國が単独若くは英、蘭、支等と協同し帝國に対する包圍態勢を逐次加重し帝國国防上忍び得ざるに至りたる場合

四 歐洲戦争に於て英本國の崩壊確実と予察せられるに至れば本國策

特に對蘭印外交措置を更に強化し目的達成に努む

五 帝國国内戦時体制の刷新は昭和十五年七月決定「基本國策要綱」

に違ひ速かに実施するものとす

附一 佛印、泰に對する施策は昭和十六年二月一日御裁可の「對佛印、

泰施策要綱」に據るものとす

三 昭和十五年七月決定の「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」

中支那事變の処理未だ終らざる場合に於ける南方施策に關する

二五三

0279



事項は本施策要綱に據るものとす

三、支那事変処理完了せる場合、或は世界情勢著しく急変したる場

合に於ける対南方施策は其の際更に別途決定せらるものとす

本要綱は、これを大本營政府の連絡会議又は御前会議に提案して國策として決定する予定であつたか、大本營政府共々、遽かに対米交渉の取組むこととなつた爲、そのまま据置きとなつていた。その後六月六日、陸海軍はこれを大本營陸海軍部決定ということに措置した。

本要綱に於て、依然として佛印、泰との軍事的結合關係の設定を企図しているのは説明を要するであらう。英本國の崩壞確實なる場合に於ても、尙武力行使をしないといふのであれば、従来の如く佛印及び泰の軍事基地を求めらる必要は一見ない如く思はれる。然るにこの頃

0280

於ける大本營の要求する軍事基地の性格は、既に攻勢から守勢へと變化していた。即ちそれは、本要綱の三項の如き、受けて起つ場合の於て不可欠な軍事基地であつたのである。而してそこには、受けて起つ爲の軍事基地設定が、受けて起たざるを得ざる事態を誘致するといふ因果の關係が存在したのであつた。それを洞察するの聰明ありとするも、日本の最もおそれる米国の対日全面禁油は、ルーズベルト大統領の胸三寸によつて決せられるのである。

以上はともあれ、昭和十五年夏独逸の西方攻勢の勝利を契機として決定せられたる「時局処理要綱」は、これより突徹的では完全の清算せられたのである。